

令和5年度大磯町土地開発公社事業計画及び資金計画

1 方針

大磯町の開発計画に即応するため、町とあらかじめ協議し、必要な用地を取得し、事業計画を推進するための計画的な施策を確立するものとする。

また、町との協議により、先行取得用地の売渡し（町への売却）を進め、土地保有高の削減を図るものとする。

2 事業計画

令和5年度においては、次の用地を取得する業務を実施する。

事業名	面積	金額
公共用地買収 〔 ・ 国府本郷月京1号線整備事業（不動川右岸） ・ 幹線28号線歩道整備事業 ・ 幹線16号線整備事業 〕	295.49㎡	26,353千円

3 資金計画

受入資金	千円	支払資金	千円
	28,165		28,165
1 公有地取得事業収益	0	1 公有地取得事業費	26,353
2 附帯等事業収益	4	2 借入金償還金	0
3 事業外収益	2	3 支払利息	0
4 借入金	26,353	4 一般管理費	508
5 前年度繰越金	1,806	5 次年度繰越金	1,304

令和5年3月23日提出

同日原案可決

大磯町土地開発公社理事長 佐野 慎治



令和5年度大磯町土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度大磯町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		
第1項	公有地取得事業収益		0千円
第2項	附帯等事業収益		4千円
第2款	事業外収益		
第1項	受取利息		1千円
第2項	受取配当金		1千円
第3項	雑収益		0千円
	収入合計		6千円
		支	出
第1款	事業原価		
第1項	公有地取得事業原価		0千円
第2款	一般管理費		
第1項	一般管理費		508千円
	支出合計		508千円
	(収益的収入支出差引額)		△502千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	資本的収入		
第1項	長期借入金		26,353千円
		支	出
第1款	資本的支出		
第1項	公有地取得事業費		26,353千円
第2項	長期借入金償還金		0千円
	(長期借入金)		

第4条 長期借入金の限度額は、26,353千円と定める。

(流用の制限)

第5条 支出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の
各項の間の流用

令和5年3月23日提出

同日原案可決

大磯町土地開発公社理事長 佐野 慎治

